## 別表十七(二の二)付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、法人が措置法第66条の5の2 (第3項を除きます。) 又は第66条の5の3 (対象純支払利子等に係る課税の特例)の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「国内関連者等以外の者から受ける受取利子等の額 1」は、適用対象法人(措置法令第39条の13の2第23項( 対象純支払利子等に係る課税の特例)に規定する適用対 象法人をいいます。以下同じ。)の受取利子等(措置法 第66条の5の2第2項第7号に規定する受取利子等をい います。以下同じ。)の額のうち、国内関連者等(措置 法令第39条の13の2第23項に規定する国内関連者等をい います。以下同じ。)以外の者から受ける額を記載しま す。
- 3 「小計5」は、措置法令第39条の13の2第24項の規定

- の適用がある場合には、同項に規定する公社債の利子から成る部分の金額を含めて記載します。
- 4 「支払利子等の額6」は、法人の支払利子等(措置法 第66条の5の2第2項第2号に規定する支払利子等をい います。以下同じ。)の額から当該法人との間に連結完 全支配関係がある連結法人に対する支払利子等の額を控 除した金額を記載します。
- 5 「法人の事業年度と同一の期間に国内関連者等が非国 内関連者等から受ける受取利子等の額17」は、適用対象 法人の国内関連者等が、当該適用対象法人の当該事業年 度と同一の期間内に受ける受取利子等の額のうち、措置 法令第39条の13の2第23項に規定する非国内関連者等か ら受ける額を記載します。